平成２８年（フ）第１４２号
千葉県八街市大関80番地10
破産者　鈴木　大地
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２７年（フ）第６０号
千葉県いすみ市大原9385番地
破産者　有限会社丸金建設
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２７年（フ）第６１号
千葉県いすみ市大原8674番地
破産者　田中　　潤
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２８年（フ）第５４９号
東京都小金井市中町３丁目22番30号セーヴル小金井103
破産者　保田　直美
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第６５３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎1175番地５　201
破産者　石井　孝秋
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第６５４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎1175番地５　201
破産者　石井　和美
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第１２６３号
横浜市青葉区しらとり台11番地４青葉台マンションＡ一203
破産者　有限会社アムトラックインターナショナル
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第１８６号
静岡県沼津市魚町15番地
破産者　有限会社ヴェルジュ
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２７年（フ）第２６３号
（最後の住所）静岡県富士宮市穂波町４番地の20
破産者　亡大内さち子相続財産
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部
平成２８年（フ）第３９８号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田167番地の２マルタカ荘い号
破産者　加藤　憲治
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第７９９号
愛知県あま市甚目寺松山25番地
破産者　有限会社ネクスト
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１１１０号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町32番地の１、商業登記簿上の本店所在地京都市下京区中堂寺庄ノ内町34番地の27
破産者　株式会社沙維
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第６０３０号
大阪市西区千代崎２丁目19番１号305、開始決定時大阪市阿倍野区帝塚山１丁目22番14号
破産者　田中　典子
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第３３０号
岡山県和気郡和気町和気362番地の４
破産者　株式会社畠中建設
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第３３１号
岡山県和気郡和気町和気362番地１、開始決定時の住所岡山県和気郡和気町和気362番地４
破産者　畠中　宏和
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第３３２号
岡山県和気郡和気町和気362番地１、開始決定時の住所岡山県和気郡和気町和気375番地５
破産者　畠中　正幸
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第７４号
福岡県柳川市大和町栄490番地２
破産者　有限会社白谷建設
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２７年（フ）第４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2536番地１
破産者　有限会社富士建設
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所壱岐支部
平成２７年（フ）第１６４号
千葉県大網白里市みどりが丘４丁目８番地９シャレード101号
破産者　加瀬　智之
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２８年（フ）第８１号
千葉県旭市鎌数9134番地２
破産者　有限会社楽市堂
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２８年（フ）第８２号
千葉県旭市ニ3988　レジェンドNo.２　105号室、住民票上の住所千葉県旭市ニの4981番地
破産者　宮内　健三
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係